

大和市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 5 8 号

大和市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大和市都市公園条例施行規則（昭和 4 5 年大和市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「審査し、」の次に「その適否を決定し、その結果を」を、「により」の次に「当該申請をした者に」を加える。

第 6 条第 2 項中「申請者」を「申請をした者」に改める。

第 7 条第 2 項中「申請者」を「申請をした者」に改め、同条第 3 項中「シャワー」の次に「、引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場」を加え、「同項」を「これらの項」に改める。

第 1 4 条第 3 項及び第 1 5 条第 3 項中「申請者」を「申請をした者」に改める。

第 1 6 条に次の 1 項を加える。

2 条例別表第 3 備考第 1 0 項ただし書の規則で定める大きさは、長さ 5 メートル、幅 2 メートル、高さ 2 メートルとする。

第 1 7 条第 1 項ただし書中「ただし、」の次に「引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場及び」を加え、同項第 8 号中「引地台温水プール」の次に「、引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場」を、「ゆとりの森駐車場（」の次に「いずれも」を加え、同条第 2 項中「第 9 条」を「第 1 0 条第 1 項」に改め、同条第 4 項中「申請者」を「申請をした者」に改める。

第 2 1 条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定、第 6 条第 2 項の改正規定、第 7 条第 2 項の改正規定、同条第 3 項の改正規定（「同項」を「これらの項」に改める部分に限る。）、第 1 4 条第 3 項の改正規定、第 1 5 条第 3 項の改正規定、第 1 7 条第 4 項の改正規定及び第 2 1 条の見出しの改正規定は、公布の日から施行する。